

I. 老齢給付金（年金・一時金）又は脱退一時金を請求するときの必要書類				
1	加入者期間 3 年以上 1 5 年未満で加入者資格の喪失（退職）			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(1-A) 給付選択申出書【A】	①一時金受給	(2) 脱退一時金裁定請求書 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	(1-A) から (4) までの書類を実施事業所を通じて配付します。 (3) に記載する個人番号は実施事業所経由にて受領します。 〔添付書類〕については、「脱退一時金の給付手続き」を参照してください。
		②企業年金連合会又は他制度へ移換	移換申出書	企業年金連合会を除き移換先から受領し基金に提出してください。 「脱退一時金の給付手続き 3」を参照してください。
		③退職時まで一時金の受給を繰下げ（65歳到達で資格喪失の場合のみ）	退職時に (2) 脱退一時金裁定請求書 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	資格喪失時に (1-A) の書類を基金あてに提出してください。 退職時に (2) から (4) までの書類を実施事業所を通じて配付します。 (3) に記載する個人番号は実施事業所経由にて受領します。 〔添付書類〕については、「脱退一時金の給付手続き」を参照してください。
2	加入者期間 1 5 年以上かつ 6 0 歳未満で加入者資格の喪失（退職）			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(1-B) 給付選択申出書【B】 ※平成29年9月1日以降の加入者用 又は (1-C) 給付選択申出書【C】 ※平成29年9月1日前の加入者用	①一時金受給	(2) 脱退一時金裁定請求書 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	(1-B又は1-C) から (4) までの書類を実施事業所を通じて配付します。 (3) に記載する個人番号は実施事業所経由にて受領します。 〔添付書類〕については、「脱退一時金の給付手続き」を参照してください。
		②企業年金連合会又は他制度へ移換	移換申出書	企業年金連合会を除き移換先から受領し基金に提出してください。 「脱退一時金の給付手続き 3」を参照してください。
		③ 6 0 歳到達時に年金を受給	＜老齢給付金（年金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (5) 個人番号連絡票	＜老齢給付金（年金）を受給＞ 資格喪失時に (1-B又は1-C) の書類を基金あてに提出してください。 6 0 歳到達時に (5) ・ (6) の書類を基金から送付します。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金) の給付手続き 2」を参照してください。
		④ 6 0 歳到達時に一時金を受給	＜老齢給付金（一時金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	＜老齢給付金（年金）を受給＞ 資格喪失時に (1-B又は1-C) の書類を基金あてに提出してください。 6 0 歳到達時に (3) ・ (4) の書類を基金から送付します。(4) は退職時に受領したものを添付してください。ない場合は基金まで連絡ください。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金) の給付手続き 2」を参照してください。
		⑤ 6 0 歳到達前に一時金を受給	(2) 脱退一時金裁定請求書 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	一時金選択時に基金あてに連絡してください。 (2) 及び(3) の書類を基金から送付します。(4) は退職時に受領したものを添付してください。ない場合は基金まで連絡ください。 〔添付書類〕については、「脱退一時金の給付手続き 2 (2)」を参照してください。

I. 老齢給付金（年金・一時金）又は脱退一時金を請求するときの必要書類

3	加入者期間 1 5 年以上かつ 6 0 歳以上で加入者資格の喪失（退職）			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(1-D) 給付選択申出書【D】	①年金を受給	＜老齢給付金（年金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (5) 個人番号連絡票	＜老齢給付金（年金）を受給＞ (1-D) 及び(6)の書類を実施事業所を通じて配付します。 (5)は実施事業所経由にて受領します。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金)の給付手続き」を参照してください。
		②一時金を受給	＜老齢給付金（一時金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	＜老齢給付金（一時金）を受給＞ (1-D)、(6)及び(3)の書類を実施事業所を通じ配付します。 (3)に記載する個人番号は実施事業所経由にて受領します。 (4)は退職時に受領したものを添付してください。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金)の給付手続き」を参照してください。
		③退職時まで受給を繰下げ後年金を受給（65歳到達で資格喪失の場合のみ）	退職時に ＜老齢給付金（年金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (5) 個人番号連絡票	＜老齢給付金（年金）を受給＞ 6 5 歳到達時に(1-D)の書類を基金あてに提出してください。 退職時に(6)の書類を実施事業所を通じて配付します。 (5)は実施事業所経由にて受領します。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金)の給付手続き」を参照してください。
		④退職時まで受給を繰下げ後一時金を受給（65歳到達で資格喪失の場合のみ） ※退職前に一時金を選択した場合は一時所得となるので留意	＜老齢給付金（一時金）を受給＞ (6) 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【2】又は【3】 (3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	＜老齢給付金（一時金）を受給＞ 6 5 歳到達時に(1-D)の書類を基金あてに提出してください。 退職時に(6)及び(3)の書類を実施事業所を通じ配付します。 (3)に記載する個人番号は実施事業所経由にて受領します。 (4)は退職時に受領したものを添付してください。 〔添付書類〕については、「老齢給付金(年金・一時金)の給付手続き」を参照してください。

Ⅱ. 遺族一時金及び未支給給付を請求するときの必要書類				
1	加入中にお亡くなりになった場合			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(7) 遺族一時金裁定請求書（加入者又は待期者）	遺族一時金を受給	(8) 未支給給付遺族一時金 請求者（代表者）選 定届（同順位の遺族がいる場合） (5) 個人番号連絡票（100万円以上の場合）	(5)、(7) 及び(8) の書類は基金から遺族に送付します。 〔添付書類〕については、「遺族一時金及び未支給給付の手続き 1」を参照してください。
2	年金受給待期中にお亡くなりになった場合			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(9) 待期者死亡届 (7) 遺族一時金裁定請求書	遺族一時金を受給	(8) 未支給給付遺族一時金 請求者（代表者）選 定届（同順位の遺族がいる場合） (5) 個人番号連絡票（100万円以上の場合）	(5) 及び(7) から(9) までの書類は基金から遺族に送付します。 〔添付書類〕については、「遺族一時金及び未支給給付の手続き 2」を参照してください。
3	年金受給中にお亡くなりになった場合			
	帳票名 1	選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
	(9) 老齢給付金受給者死亡届 (10) 未支給給付兼遺族一時金裁定請求書	未支給給付及び遺族一時金を受給	(8) 未支給給付遺族一時金 請求者（代表者）選 定届（同順位の遺族がいる場合）	(8) から(10) までの書類は基金から遺族に送付します。 〔添付書類〕については、「遺族一時金及び未支給給付の手続き 3」を参照してください。

Ⅲ. 年金受給中に一時金を請求するときの必要書類（5 年経過するまでの間は、規約に規定する一時金を取得する理由が必要）				
帳票名 1		選択肢	帳票名 2	実施事業所及び基金等の対応
(11-①) 老齢給付金の一時金裁定請求書 （5 年経過前） (11-②) 老齢給付金の一時金裁定請求書 （5 年経過後）		5 年経過前に一時金を受給する場合は、規約に規定する理由が必要	(3) 退職所得の受給に関する申告書 (4) 退職所得の源泉徴収票	一時金選択時に基金あてに連絡ください。 (3) 及び(11-①) 又は(11-②) の書類を基金から送付します。(4) は退職時に受領したものを添付してください。ない場合は基金まで連絡ください。 〔添付書類〕については、「受給者(年金受給中の者) の給付手続き 2」を参照してください。

Ⅳ 住所・氏名・送金口座を変更するとき必要書類		
1	年金受給待期中の方	
	帳票名	実施事業所及び基金等の対応
	(12) 氏名・住所 変更届（待期者用）	変更時に基金まで連絡ください。当該書類を送付します。
2	年金受給中の方	
	帳票名	実施事業所及び基金等の対応
	(13) 氏名・住所・送金口座 変更届（受給者用）	変更時に基金まで連絡ください。当該書類を送付します。